

接続料規則の一部改正について

I 主な改正の概要

(1) 地域 I P 網の中継局接続機能のアンバンドル機能からの削除（接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 4 条の表 6 の 2 の項関連）

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）においては、順次地域 I P 網から NGN (Next Generation Network) への移行を開始しており（※）、当該移行により、地域 I P 網の中継局接続機能は、NGNの中継局接続機能に移行された。

これに伴い、地域 I P 網の中継局接続機能は、アンバンドル機能として不要となったため、関係規定を削除するものである。

また、平成 26 年度の NGN の中継局接続機能に係る接続料について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が NGN の中継局接続機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成 25 年 12 月末のいずれか遅い日において当該機能を新たに利用する電気通信事業者が存在せず、他の電気通信事業者が当該機能を利用する旨の接続の請求を行っていない場合には、平成 26 年度における NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 I P 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう改正省令の附則において規定するものである。

なお、平成 25 年度接続料の認可申請の際には、NTT東西より、接続料規則第 3 条ただし書に基づき、地域 I P 網に係る中継局接続機能について、接続約款から関連する規定を削除する旨及び当該機能に係る平成 25 年度の調整額相当額を NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に加えて接続料を算定する旨の申請が行われた。これらの申請については、地域 I P 網の接続機能の NGN の接続機能への移行に伴い、地域 I P 網の中継局接続機能の利用がなくなること、また、地域 I P 網の接続事業者は NGN の接続事業者に移行し、地域 I P 網と NGN の中継局接続機能について実質的に利用する接続事業者に変わりがないことから、総務省において許可を行ったところである。

※ 具体的には、NTT東西は、平成 23 年度から NGN に新たに收容ルータを設置し、従来地域 I P 網の收容ルータに收容していた回線について收容替えを行っており、一部サービス（NTT東日本においてはフレッツ ADSL 及びフレッツ ISDN。NTT西日本においては B フレッツ、フレッツ ADSL 及びフレッツ ISDN）を除き、平成 24 年度末までに移行が完了した。なお、地域 I P 網から NGN への移行の対象となっていない上記一部サービスについては、引き続き地域 I P 網の收容ルータを使用している。

(2) FTTR（※）に係る下部端末回線のアンバンドル機能に係る接続料設定の例外（接続料規則第 17 条の 2 関連）

※ NTT東西の局舎からき線点付近まで（上部区間）を光ファイバ回線、き線点付近から利用者宅まで（下部区間）をメタル回線で提供するブロードバンドサービス。

特別帯域透過端末回線伝送機能（F T T Rに係る下部端末回線）については、平成 22 年度中に回線数が 0 となって以降利用実績がなく、需要が 0 となっていることから、接続料規則第 17 条の 2 第 3 項に規定された方法に基づいて需要を分母として接続料を算定することができない状況となっている。

特別帯域透過端末回線伝送機能は、メタル設備のみを用いて提供される機能の一部であることから、実際の需要がなくとも、き線点付近から利用者宅まで（下部区間）のメタル設備に係る費用を特に算出して接続料を設定することが可能である。

また、特別帯域透過端末回線伝送機能は、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得るものであり、当該機能について、現時点で利用実績がないことをもって今後も当該機能の利用見込みがないとまではいえない状況である。

このため、特別帯域透過端末回線伝送機能に係る回線数が 0 である場合には、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより、当該機能に係る接続料を設定するものとする規定を追加する。

なお、平成 25 年度接続料の認可申請の際には、N T T 東西より、接続料規則第 3 条ただし書に基づき、特別帯域透過端末回線伝送機能についてメタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより接続料を設定する旨の申請が行われ、総務省において許可を行ったところである。

Ⅱ 施行日

施行期日は公布の日とする。